

平成18年第3回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日

平成18年5月10日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 西本 俊吉	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 本田 章紘	8 番 三和 郁子
9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 川口 東洋
17 番 野並 享子	18 番 小菅 六雄
19 番 原田 薫	20 番 田中榮太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 清嗣	総 務 部 長	北口 守
市民健康福祉 部 長	竹澤 良子	都市建設部長	島村 平治
環境経済部長	山田 和広	教 育 部 長	南 喜代志
政 策 推 進 部 次 長	高田 一巳	総 務 部 次 長	前田 健司
総 務 部 次 長	田中 正二	市民健康福祉部 次 長	三上 秀子
教 育 部 次 長	船橋 登志夫	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉	広報秘書課長	富田 久和
総 務 課 長	中島 宗七	企画財政課長	佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中 重樹	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	荒川 貴之

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議第 5 1 号から議第 5 7 号まで
(専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)他 6 件)

市長提出議案

- 議第 5 1 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市税条例の一部を改正する条例)
- 議第 5 2 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議第 5 3 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)
- 議第 5 4 号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成 1 7 年度野洲市一般会計補正予算(第 9 号))
- 議第 5 5 号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成 1 7 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第 3 号))
- 議第 5 6 号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成 1 7 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第 5 号))
- 議第 5 7 号 工事請負契約について
(祇王小学校大規模改造工事(建築主体工事))

開議 午後 1 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

議長（荒川泰宏君）（午後1時00分） ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第3回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（日程第1）

議長（荒川泰宏君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員23名、欠席議員1名。欠席議員は第7番、本田章紘君であります。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職氏名はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

（日程第2）

議長（荒川泰宏君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第8番、三和郁子君、第9番、鈴木市朗君を指名いたします。

（日程第3）

議長（荒川泰宏君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

（日程第4）

議長（荒川泰宏君） 日程第4、議第51号から議第57号まで専決処分につき承認を求めることについて（野洲市税条例の一部を改正する条例）他6件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

事務局長（山中重樹君） 議第51号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市税条例の一部を改正する条例）、議第52号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、議第53号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）、議第54号専決処分につき承認を求めることについて（平成17年度野洲市一般会計補正予算（第

9号))、議第55号専決処分につき承認を求めることについて(平成17年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第3号))、議第56号専決処分につき承認を求めることについて(平成17年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第5号))、議第57号工事請負契約について(祇王小学校大規模改造工事(建築主体工事))。

以上でございます。

議長(荒川泰宏君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 本日ここに平成18年第3回野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには多数ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、専決処分につき承認を求めることについてが6議案、工事請負契約1議案の合計7議案につきまして、ご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

提案理由を説明申し上げる前に、うれしい報告をさせていただきます。

本日、午前中にお子さんの出生届がございました。野洲市の人口がちょうど5万人に達しました。ご承知のように、本市は平成16年10月1日に旧中主町と野洲町が合併して誕生いたしました。合併時の人口は4万9,531人でスタートいたしました。合併から約1年半、587日目の本日、めでたく5万人に達したところでございます。野洲市のまちづくりは、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会づくりを基本理念に、市民の皆さんとの協働によるまちづくりを進めており、5万人達成を1つの契機として受けとめ、さらに活力あるまちづくり、本市の発展に邁進してまいりたいと存じますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議第51号から順次、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第51号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)の専決処分による改正について説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が成立し、4月1日から施行された関係で改正を行うものであります。

主な内容は、固定資産税において、地価の3割評価から7割評価への移行を行った平成6年度から進めてきました負担調整措置による税の負担水準がいまだにばらつきがあるた

め、平成18年度から平成20年度まで、その均衡化を図り、より一層促進する負担調整措置を講じるものであります。

また、住宅の耐震改修の促進を目的として、平成18年から平成27年までの間に改修された住宅について、固定資産税の減額が受けられるよう、措置を新たに設けたものであります。

次に、市民税の関係であります。個人市民税の非課税限度額において、均等割について生活扶助基準を、所得割について生活保護基準を勘案して規定されておりますことから、これらの基準額が改正されたことに伴いまして、見直しを行ったものであります。

議第52号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の専決処分による改正について説明を申し上げます。

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律が成立し、平成18年4月1日に施行されたことに伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

主な内容は、介護納付金課税額の限度額引き上げ、公的年金等基礎控除の見直しに伴う高齢者の税負担が増加することに対する緩和措置を設けるための事項を追加したものであります。

なお、本条例につきましては、平成18年4月1日から施行するものであります。平成17年度までの課税分につきましては、改正前の条例を適用するものであります。

次に、議第53号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）の専決処分による改正についてご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、国において、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月27日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正したものであります。

改正の趣旨につきましては、最近の社会情勢にかんがみ、補償基礎額等の引き下げを行ったものであります。

この条例につきましても、4月1日から施行するものであります。

議第54号から議第56号までの平成17年度一般会計及び特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

別冊になっております平成17年度野洲市補正予算書をご覧ください。

まず、議第54号の平成17年度野洲市一般会計補正予算（9号）について説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、各譲与税、交付金等の額が確定したことにより、歳入を精査し、これに伴う増加分で財政調整基金からの繰入額を減額したこと、及び起債発行額を許可額に合わせて精査したことを主な理由として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,691万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を194億4,648万6,000円とするものであります。

次に、第2条地方債の追加変更については、8ページの第2表をご覧ください。

地方債の限度額につきましては、各種事業費の確定等による合計で3,370万円を増額するものであります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。

22ページをご覧ください。

民生費関係につきましては、老人保健事業費で、特別会計決算見込みにより老人保健事業特別会計繰出金5,623万7,000円を追加計上しております。

次に、農林水産業費及び土木費につきましては、事業内容の精査による財源更正と特別会計決算見込みにより、下水道事業特別会計繰出金を減額いたしております。

次に、26ページをご覧ください。

消防費関係では、消防団員の退職者の確定による退職報償金で21万円を増額するものであります。

次に、教育関係につきましては、地方債の確定により、給食センター施設整備費で財源更正をするものであります。

以上が、歳出補正の主なものであり、これに見合う歳入の主な内容につきまして説明を申し上げます。

12ページをご覧ください。

地方譲与税では、自動車重量譲与税の確定により、地方譲与税合計で701万1,000円を増額いたしております。

次に、交付金では、特別交付税等の確定により1,271万8,000円を増額しております。

また、補助金等の確定により、国庫支出金で254万8,000円、県支出金で127万4,000円をそれぞれ増額いたしております。

また、繰入金では、財政調整基金からの繰入金1,033万8,000円を減額するも

のであります。

次に、市債では、許可額の確定により3,370万円の増額となっております。

以上、一般会計補正予算の説明でございます。

続きまして、議第55号平成17年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

29ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、医療費等収支の実績が確定したことから、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,200万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を32億9,168万6,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。

42ページをご覧ください。

医療諸費につきましては、医療費の実績が確定したことから、医療給付事業費で1,129万7,000円の減額が主なものであります。

以上が歳出でございますが、これに見合う歳入の主な内容といたしましては、36ページでございますが、支払基金交付金で2,270万4,000円、国庫支出金で4,322万4,000円、県支出金では249万7,000円を減額し、繰入金で5,623万7,000円、諸収入では18万3,000円を追加対応するものであります。

以上が老人保健事業特別会計補正予算の説明でございます。

続きまして、議第56号平成17年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

45ページでございます。

今回の補正につきましては、起債発行額を許可額に合わせ精査したことや、事業費及び消費税の確定により一般会計からの繰入金を減額したことにより、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,213万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億4,999万4,000円とするものであります。

次に、第2条地方債の変更について、50ページでございますが、第2表をご覧ください。

地方債の限度額につきましては、各種事業費の確定等により合計で260万円を減額するものであります。

それでは、歳出の主な内容について説明を申し上げますと、総務費につきましては、消費税が確定したことから、205万8,000円を増額し、農業集落排水事業費では、消

費税の確定と工事請負費の減額分を精査して17万3,000円を減額する他、公共下水道事業費では、琵琶湖湖南流域下水道建設事業費で負担金の確定及び公共下水道管渠築造事業費で、工事請負費の確定により、合計で1,401万9,000円を減額するものがあります。

以上が、歳出補正の主なものでありますが、これに見合う歳入といたしましては、54ページですが、繰入金で953万4,000円、市債で260万円を減額して対応するものであります。

以上、下水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

議第57号工事請負契約につきましてご説明を申し上げます。

学校施設は、児童・生徒が安心して学び生活できる場であることが何より大切であり、その安全対策には万全を期する必要がございますので、昭和53年に建築した祇王小学校の大規模改造工事として、耐震補強工事及び老朽施設改造工事等により、施設の整備を行うものであります。

あわせて、昭和48年に建築した校舎へのエレベーターの設置、職員室の増築等の工事をあわせて行うものであります。

今回の祇王小学校大規模改造建築工事につきましては、去る4月18日に執行いたしました入札の結果、請負金額2億6,869万5,000円で、請負人を西村建設株式会社野洲営業所と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、今回、議会の議決を求める建築工事の他に、同工事の機械設備工事につきましては請負金額3,521万7,000円で株式会社アブラサダ、同じく電気設備工事につきましては請負金額3,609万9,000円で株式会社鎌田電気とそれぞれ請負契約を締結しておりますので、あわせてご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） それでは、ただいまの提案説明に対しまして、直ちに委員会室で全員協議会を開催いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

（午後1時21分 休憩）

（午後1時50分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑を行います。

まず、議第51号から議第53号までの質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。再開を1時55分とします。

(午後1時51分 休憩)

(午後2時14分 再開)

議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案質疑通告書が提出されましたので、これを許します。

まず、第17番、野並享子君。

17番(野並享子君) 議第51号専決処分の承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)について質問いたします。

3月27日、参議院本会議において06年度の予算が可決され、地方税法も改正が行われました。今回の改正は、税法以外にも三位一体改革関連法として、義務教育の国庫負担の負担率を2分の1から3分の1へと削減しました。削減した負担金を住民税に税源移譲した場合、12県が3割以上不足し、青森、鹿児島、島根、沖縄、高知の5県は4割以上不足という試算も出ています。地方交付税で調整するとしていますが、総額は毎年減らされており、多くの府県で財政上困難な状況にならざるを得ません。

また、児童手当は、国の負担は3分の2から3分の1に減らし、自治体の負担は2倍になります。児童扶養手当は、4分の3から3分の1へと半分以下に引き下げられます。児童手当の対象を小学3年から卒業まで拡充されますが、地方自治体に財政負担を押し付けました。さらに、特別養護老人ホームに対する都道府県への交付金の廃止、また税源移譲は50%しか行われません。身体・知的障害者援護の施設整備負担金の廃止など、介護関係も含め、多岐にわたっています。

このような中で、地方税法の改正は、所得税から個人住民税へ約3兆円の税源移譲が07年度から実施されます。個人住民税をこれまでの3段階から一律10%にし、200万円以下の方には5%が10%になるため、所得税で5%の減税を行い、トータルでは変わらない状況になります。しかし、税率を一律にするということは、直接税中心、生計費非課税、累進税という民主的な税制ではなく、所得再配分機能を弱めるという問題があります。この点について、地方自治体として、どのような見解を持っておられるのかお尋ねいたします。

今回の改正は、耐震改修促進税の創設もありますが、実効性に乏しい感じもします。また、地震保険控除の創設もありますが、火災保険のみ加入している方は控除がされず、これらの方々は増税となってしまいます。

51号の関係資料の新旧対照表から質問いたします。

1ページ目の個人市民税の非課税の範囲で、控除対象者に配偶者や扶養家族がいる場合、均等割を課さない金額が17万6,000円から16万8,000円となり、8,000円の増税となります。

また、9ページの固定資産税の特例で負担調整がありました。これが廃止され、前年度課税標準額に評価額の5%を加えた額を課税標準額にし、毎年5%以上の連続引き上げとなります。1994年の固定資産税評価替えのとき、土地の評価額を地価公示価格の7割を目処にするよう決められ、その経過措置として負担調整措置が行われていました。今回の改正による影響は、野洲市ではどのようになるのかお尋ねをいたします。

議第52号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてお尋ねいたします。

今回の改正は、国保の介護納付金額の最高限度額を8万円から9万円に引き上げることであります。1万円の増ですが、対象は何人で、幾らぐらいになるのかお尋ねいたします。

年金だけが収入の方に対して140万円の控除がありましたが、それが120万円に引き下げられ、20万円課税額が引き上げられました。そのことによって国保税が大幅に負担増になるため、2年間の経過措置が行われます。06年度は13万円、07年度は7万円の上乗せがされますが、08年度からはなくなります。影響を受ける人は何人で、幾らぐらいになるのかをお尋ねいたします。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 野並議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、税源移譲の問題でございますが、地方税法の改正につきましては三位一体改革の税源移譲の方法論の1つとしてとらえておりますので、私どもといたしましては、税法に基づいてやっていかなければならないという見解を持っております。

それから、51号関係の基礎額の変更でございますが、これにつきましては17万6,000円が16万8,000円に引き下げされることによりまして、影響のある方は3名で、額の方は9,000円というふうに見込んでおります。

それから、固定資産税の関係でございますが、これにつきましては住宅用地が現在1万9,200人ほどでございますが、約1割の2,000人に影響があるということで、税額にいたしまして170万程度、それから商業地につきましては2,400程度で、影響は640名、税額にいたしまして150万ぐらいというふうにとらえてございます。

それから、国保税の関係でございますが、影響の方につきましては、限度額以上の世帯が226世帯で、うち8万円から9万円の間の世帯が57世帯でございます。1万円上がる世帯が169世帯で、1万円未満のところは57世帯、約200万円の影響が出るということでございます。

以上でございます。

済みません。失礼いたしました。答弁漏れがございました。

年金の関係でございますが、これの経過措置が2年間あるわけですが、これがなくなるということで、今現在のところ、約200人の方に影響が出るのではないかなというふうに見込んでございます。額にいたしますと、20万程度というふうに思っております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 野並議員。

17番（野並享子君） 第1点目の、私が言いました地方税法、個人住民税が一律10%になるということで、これまでの13%の人、700万円以上の方は13%という状況でしたし、200万円以下の方は5%という3段階になっておりました。こういうのが一律10%ということで、だから200万円以下の方は所得税の方から税金を取るから、トータル変わらないということに国としてはなっているのですけども、それぞれの個人から言うと、所得税は天引きですね。給料から天引きとかいう形で、地方税法の、この個人住民税は納付書が届きますね。そういう関係で、200万円以下の方は去年払った税金よりか倍の税金になるということで、びっくりされると思うのです。それは所得税が上がりますよというふうな形になっても、やはりそういう意味では、いろんな形に別個の徴収になっておりますので、サラリーマンの方は国税も住民税も一緒に納付になっていきますね。申告される方、年末調整とかいうふうな方々においては、別の支払いになる関係になります。

全体的にこのトータルで合わすというのではなくて、やはり累進税というのが税のあり方だと思うのです。所得の少ない人、所得の多い人ということで税率が細かく分かれているというのが累進税のやり方で、生計費非課税というところが原則であると思います。それがトータルの一緒にだからということで、地方税法でこういう考え方が導入されてくると、

所得税の方もそういう考え方が今後導入されるのではないかという懸念があるのです。そういう意味で、地方のところで、この見解をどう持っておられるのかということをお尋ねしたのですが、方法論の1つだということでおっしゃったのですが、もう一度お尋ねいたします。累進税の取り方が一律10%というふうな形の税の取り方に対して、見解をもう一度求めたいと思います。

この考え方が消費税にも同じことなのです、結局は。一律5%、広く浅く薄くと言ったけども、やっぱりこれは低所得者に重税になっているというのが今現実としてあります。こういうところで住民税や所得税が一律の税率になるということに対して、今初めてこういうふうな形で税制が変えられたときですので、地方自治体としての見解をお尋ねしたいのです。

あと、固定資産税の関係では、これ、どんどんと7割に近づけるために毎年5%ずつ上乘せをして引き上げていくということになります。住宅で2,000人、170万円、商業地においては640人で150万円という金額になっておりますが、これはこういう形で、要は増税ということですよ。行政サイドにしたら増税ということになるのですが、市民の側からしたら増税ということで、やはり今回のこの税制改正は、大きな、前回のような収奪的な定率減税の廃止の問題とか、そういった議案にはないのですが、とにかくトータル的にはやはり増税路線、税源移譲はされても全額税源移譲はされておられませんので、こういった形で国民への増税になっていっているという方向ではないかと思うのですが、この固定資産税の毎年5%連続して引き上げてということで、これ、7割の到達になるのに、野洲はどのぐらいで、この5%にすることによって、なるのですか。2年ほどぐらいの間で7割全部到達してしまうのでしょうか。お尋ねをいたします。

国保税の問題ですが、年金だけで収入のある人の場合、控除が引き下げられました。200人に影響して20万円ということをおっしゃったのですが、この20万円というのは1人ではないわね。200人で20万円なのですか。1カ月ですか。ベースのこの20万円の金額の部分、もう少し詳しく説明を求めたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、個人住民税の税率の関係でございますが、個人住民税所得割につきましては応益性、それから偏在感の縮小の観点から税率をフラット化することを基本として実施される

ということでございまして、やむを得ない制度ではないかなというふうに考えておりますし、私どもといたしましては、やはり税につきましては地方税法に従うということが原則でございますので、このとおり実施をするべきではないかなというふうに考えております。

それから、固定資産税増税というふうにおっしゃっておりますが、これにつきましては今まで均衡がとれていなかったと、これを均衡化していくというふうに考えておりますので、増税ではないというふうにとらえております。

それから、国保税の関係で200人で20万ということですが、8万と9万の差が1万円、1万円が税額に影響する部分が約1,000円ですから、200人の1,000円で20万ということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

あと、固定資産税の到達の目処でございますが、今のところ、4、5年で到達するというふうに予定をしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 野並議員、よろしいか。

17番（野並享子君） 今の答弁でも明らかなように、7割の、1994年のときに、固定資産税の評価替えのときに、地価公示価格の7割を目処にということで、毎年、固定資産税が上がるという、地価が下落しているのに固定資産税が上がるという、どうなっているのだという皆さんの中で、結局7割に近づけるといってなってきたわけですね。しかもその7割に4、5年、要は4、5年増税が続いていくということですね。

均衡がとれていなかったと言われても、それはそのように今まで評価額を決められていたのは行政ですから、そこに住んでおられる方の責任でも何でもございませぬし、今まで、この法律の中でも地価が下落したときにはその金額を下げていくというふうな、この負担調整の中でもあったわけですが、もうこういうところじゃなくて、とにかく7割に近づけていくということで、どんどん上がっていくということですよ。市民の感情からするならば、設定が高過ぎるというふうに思います。

今、本当に20年前の地価ぐらいに下がってきている、公示価格が。今、土地の下落が続いておりますので、そういった中で下がってきているにも関わらず、固定資産税だけは引き上げられるというようなことで、やはり負担は重くなってきております。そういう意味では、税金、これは地方税法が国で決められて、野洲市としてこれをどうこうすることもできませんし、専決処分でありますからなんですけども、しかし、市民のサイドから、やはり生活の実態からいきますと、こういった部分で引き上げがされるというのは重税になっていっているということですので、この点をやはり指摘し、地方自治体の中で

そういった市民の声があるということをきちっと認識していただきたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 次に、第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） それでは、議第53号専決処分の承認を求めることについて（野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）について質疑をしたいと思いません。

この改正にあたりましては、上位法の改正により定められるものでございますが、あえて私が質疑をいたしますのは、私も実は消防団員として、24年間、非常勤消防団員として活動してまいりました1人として、あえて質疑をさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、皆さん方、消防団員というのはわかりだと思いますが、やはり崇高なボランティア精神のもとに、日夜、市民の安心・安全を守るために活動されていることにつきまして、まずもってこの場で御礼を申し上げたいと思います。

今回の補償基礎額の引き下げでございますが、今まで私もさまざまな部分で関わってまいりましたが、このような引き下げが行われたということは、私の記憶の中には残っておりません。

そこで、お尋ねをいたしますが、まず消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者、または応急措置従業者、以下、消防作業従事者でございますが、この方たちが消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、あるいは救急措置の業務に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡または障害の状態となった場合にあっては、現行の9,000円から8,800円という減額がされておりますが、ちなみに、40歳で万が一死亡というような事態になったときに、この比較はどのように推移していくのか、まず1点お尋ねしたいと思います。

それと、もう一点でございますが、別表第1の部分でございますが、団長及び副団長、20年以上につきましては1万4,200円、この金額は変わっておりません。ただし、分団長及び副分団長につきましては、1万2,470円から1万2,400円と減額をされております。そして、部長、班長及び団員につきましては1万740円から1万600円という数字に減額されておりますが、こうしたものの根拠と、これによります補償の差異を示していただきたいと思いません。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を2時50分といたします。

（午後2時40分 休憩）

（午後2時55分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長。

総務部長（北口 守君） 鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、例を挙げて死亡された場合はどうかということですが、団員、それから水防従事者、協力者も同じということですが、団員10年未満で生計を一にしている遺族が2人の場合で、遺族補償年金は176万8,800円となりまして、改正前に比べまして4万200円の減額となります。

それから、減額の根拠ですが、これは国家公務員の俸給表の月額を基礎とされておりまして、なお、階級、勤務年数によって変わるということですので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

9番（鈴木市朗君） 4万200円の減額ということですが、あえてここでもう一点お尋ねをしたいと思います。

旧中主町、旧野洲町におきましても、それぞれ、今、合併して野洲市でございますが、市民1人当たり2円の公務災害補償金を支払っておられるということをご存知だと思っておりますが、あえて、今の補償一時金に2円の掛金をプラスした場合、どのような形で推移していくのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後2時57分 休憩）

（午後3時18分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長。

総務部長（北口 守君） 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと私どもの知識不足で申しわけなかったのですが、先ほどおっしゃっていただきました市民1人当たり2円という保険でございますが、これは公務災害補償という掛金のことということですが、毎年、市として掛けさせていただいているのですが、こ

れの補償額が今お手元の方で条例が上がっている、このことということでございますので、同じものということでございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

9番（鈴木市朗君） ただいま総務部長から回答がありましたので、あえて再質問いたしません。まずこの本を見てみますと、すべて我々の掛金で運営されているということがよくわかりました。また、常任委員会の中におきましても、このような説明も今まで余り聞いたことがございませんし、そしてまた議論もされていないというのが実態でございます。市民の皆さんにおかれましても、そうしたことが市としての対応としてされているということがわからないと思うのですね。

そしてまた、このような補償基礎金額の引き下げということにつきましては、何より私、一番心配いたしますのは、消防団員の皆さんの士気低下にならないか、そういう部分について、私は、どのような形でこういうような補償基礎額の引き下げということを団員の皆さんに周知徹底されるのか、また、今、私も勉強不足で誠に申しわけございませんが、現在の野洲市の消防団員の各分団別の人員と、たしかファイヤーレディースというのが、私も消防団員をしていたときに創設されましたが、そういう方々たちの人数、そういうものもわかれば、お知らせ願いたいのと、今後、この引き下げによりまして、やっぱり団員の士気低下につながるようなことがあってはならないので、市として独自の補償というものをこれから考えていく必要があるかと思うわけでございます。その辺について、再度お尋ねをしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 再度のご質問でございます。

まず、団員への周知ということでございますが、これは、消防団活動を随時やっていたいただいておりますので、これは申しわけないですが、この数字になりますということをお願いをせざるを得ないというふうに考えておきまして、機会をとらえて説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、団員でございますが、総計では160というふうに今把握をしておるのですが、申しわけございません、今現在、手元の方に団別の人数を持ち合わせておりませんので、後ほどまたご提示させていただきたいなというふうに思っております。

それから、ファイヤーレディースですが、20名というふうにお聞きをいたしております。

それからもう一つ、独自の補償はということですが、今ご提案をいただきましたように、市としても何らかの補償等も今後考えていく必要があるのではないかなというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 次に、議第54号から議第56号までの質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第57号の質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩をいたします。再開を3時40分といたします。

（午後3時23分 休憩）

（午後3時44分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） それでは、議第57号工事請負契約について（祇王小学校大規模改造工事（建築主体工事））について質疑を行ってまいりたいと思います。

まず、最初にお伺いしたいのは入札についてでございます。既に入札が執行されておる現在、そのことについては何ら問いませんが、この庁舎を改造するときに、市長は、期間が限られ、短い期間で仕上げていかなければならないので、一括発注にしたいという旨がありまして、議会もそれを受けて承諾をいたしました。ところが、この祇王小学校改造工事につきましては、私が先ほど申し上げましたように、期間も限定されております。やはり子どもたちが学ぶ学び舎でございます。工事期間を長引かすことにより、さまざまな影響が出てくるということは必至でございます。

そうしたことをかんがみますと、この入札につきまして、市長の以前おっしゃっていた考え方と今の部分とが大きくすれ違っているということを私自身思っております。そのことについて市長の考え方をお聞きしたいと思います。

次に、外観における仕様でございますが、この仕様につきましては県下でも有数の構造業者が耐震診断をされ、設計されておりますので、何ら構造的には問題がないと思います。

ちなみに、私が思いますのは、子どもたちが学ぶ場であることにより、やはり夢のある

学校に持っていかなければなりません。この外から直接見える4カ所のプレスですね。今、休憩時間中に担当部局とお話をしておりまして、直径24センチの円形プレスで対応していくとのごことでございますが、H型綱より円形プレスの方が見場的にも外観的にも非常に景観上、見た目にもいいという感じもしますし。ところが、その校舎の壁面の色合いとプレスとの色合い、そうしたことが私は心配をしております。やはり、野洲小学校とおかげさまでPFI事業により立派な校舎を建てていきました。本当にありがとうございます。

そうしたことの祇王小学校との差異を比較いたしますと、同じ市内で学ぶ子どもたちにそれだけの環境的な差をつけてはどうかという思いもしております。

私も、かねがね祇王小学校につきましては、一般質問の中でさまざまなことを申し上げ、耐震強度が不足しているならば建て替えということも考えているという答弁もございました。その記憶は私もしっかりと頭の中に入れております。

そうしたことにつきまして、この学校の、夢の持てるそうした外観上、子どもたちが楽しく通える、そういうものの工夫をどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

以上でございます。市長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ちょっと言葉ですが、議会の了承を得てやったということの記憶はございませんので、冒頭にお断りしておきます。

基本的には、私は分離発注です。すべて今まで分離発注をしてまいりました。今のこれもそうです。

ただ、この庁舎にあっては、期間の問題云々とおっしゃいますが、期間よりも構造の問題なのです。これはご承知のように、42年に建築をされております。当時、ミキサーカーもないときです。生コンがない時代です。その時代にバケツでコンクリを運んで建てられた校舎です。だから電気も、鈴木さんはよくご存知だけど、今は養生をしながら電気のパイプを入れて、その中へビニール線を入れて走らすと。この構造は柱の中に生にビニールの線が入ったところがあります。そういうことを勘案して、技術的にどうしても主体工事と電気工事、あるいは機械設備と同調してやっていかないといけないという設計業者からの申し出がございました。だから、私は総合発注をいたしました。議会には相談はいたしません。契約議決はいただきました。どうしようという相談をした覚えはござい

ません。

だから、これからの建物は、給食センターもいよいよ入札の準備に入っております。これも分離発注するという方針です。今回のこの給食センターはもう少し部局を分けないといけないだろうと、こんな思いをいたしながら分離発注をしていこうと、こんなふうを考えておりますので。このことがあったからこのことではなしに、その事業、その事業でいろんな手法を考えておりますが、私の基本的な考えは分離発注です。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） ただいまの鈴木議員からご質問ございました議第57号工事請負契約につきまして、お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるように、夢のある学校に持っていく必要があると、このように教育委員会としても考えております。

したがって、外観上、子どもたちが毎日通います学び舎にふさわしいものにしていくために、プレスそのものは丸型の鋼管のプレスでございますが、これと学校校舎の壁面と調和のとれた色合いに、今後、指示をしていきたいと、このように思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

9番（鈴木市朗君） まず最初に、市長に申し上げておきます。

昭和42年、私のところの建物と同一年代に、この庁舎は、旧の庁舎は建っております。市長、認識不足ですよ。そのときにはもう、生コン車も生コン送圧車もあったのですよ。私のところもあったのですよ。現に、同じ年度に建てているのですよ。そんな認識不足ではだめですよ。同じ工法でやっている、だから柱構造でしょう。ラーメン構造と違うでしょう、この旧館は。全部当時は柱構造なのですよ。ラーメンじゃないのですよ。ミキサー車があったのですよ。それは市長、認識不足ですよ。そんなもの、バケットで上げているのは野洲小学校の旧館なのですよ。認識不足ですよ。そんなことで回答いただいていたら、私もたまったものじゃないです。

（発言する者あり）

9番（鈴木市朗君） 待って下さい。これからまだ言います。

そのときに、改造されていたときに、一括入札すれば期間も短縮できる、ローコストになるというようなこともおっしゃっているのですよ。そんなことで逃げたらだめですよ。

昭和42年に生コン車があったかないか、確かめて下さい。コンクリ送圧車もありますよ。スラブを打つので全部送圧車で送っていますよ、コンクリを、生コンを。確認して下さい、事業部の方。配管なんか全部、中配管ですよ。当然、柱の中にも配管が入っています。すべて入っています。そんなことは私もよく認識しています。恐らく、鉄筋に関しては、主筋は今の工法の主筋とは、だから今の鉄筋はいぼいぼですね。当時の鉄筋はいぼいぼじゃなしに、通常の鉄筋が入っている可能性がございます。それだけは指摘しておきます。電話で聞いて下さい。昭和42年に生コン車がなかったか、コンクリ送圧車がなかったか、確認して下さい。市長、そのとき、職員としていらっしやったでしょう。

(発言する者あり)

9番(鈴木市朗君) 終わるまで待って下さい。

済みません。議会事務局の皆さん、昭和42年に生コン車があったかないか、確認して下さい。私の家もその当時建てております、鉄筋コンクリートで。

次に、教育委員会の方でございますが、ただいま答弁いただきまして、私も、本当に子どもたちが毎日楽しく通える、そういう学校に持って行ってもらいたいという思いでございますので、精いっぱい努力をしていただきたい、かように思います。

再質問は避けていきます。

それと、市長、私の家に生コン車が入らなかったから、生コン車を野洲行畑線にとめて、そこからコンクリ送圧車で全部つないでいるのですよ、私の家。だから、そういう部分を参考にしたときに、どうなるのだと。だから、その辺をよく認識していただければありがたいなと思います。決して、そのときはなかったか、あったかということは、それは、この建物に関しては現場でミキサーを練ってたかもわからない。この建物に関してはですよ。ですから、そういう部分についてどうかなということを再度確認しておきます。

そして、市長が言われた、一括入札すればローコストにつながる、それはやっぱり市民の大事な税金を使うのだから、これ、私の考えですよ、ローコストにつながると、それがやっぱり行政としての役目だと思いますね。そして、今、現に一括入札されている経緯がございますので、やはりこういう入札するときになれば、議会の方にも分割入札するのだということぐらいは一言言ってもらうべき必要があろうかと思うのですよ。それはどうですか。お答え願います。

議長(荒川泰宏君) 市長。

市長(山崎甚右衛門君) 鈴木さんが自信を持って言っておられますので、私の考えが

間違いであったらおわびを申し上げます。

ただし、この庁舎は、ミキサーで現場でスコップでコンクリを入れて練っておられました。現に練っておられた方、現在お住みになっっていますから聞いて下さったらわかります。ミキサーカーは一切入っておりません。ここは、ポールを立ててミキサーを地下に埋めて、スコップでバラスを入れて、コンクリの袋をこうして入れて、がーっと練って、ずーっと上げて、上に一輪車が待っていたのですよ。そして、一輪車を置いて3階でふらふらと行って、だんと下までコンクリが落ちたと、こういう仕事です。それで、鉄筋のことを言われた、異形鉄筋というのです。いぼいぼ鉄筋と違いますよ、異形鉄筋だ。この庁舎のときは異形鉄筋はなかったのです。だから、普通の鉄筋のフックを付けないといけない、周りをね。異形鉄筋でないから。いぼいぼとおっしゃる異形鉄筋はフックを付けなくてもいいのですよ。ここにかけますからね。これは、異形鉄筋は使っていません。これは普通の前の鉄筋を使っています。そういう工事が進められております。知っています。電気も、大きい電気の流れるところにはパイプを入れました。部屋から部屋のこの垂直はパイプが入っていません。私、悪いけど、そのときの現場の係なのですよ、これ。ずっとこの仕事をやっていたのです。だから、契約から何から全部しました。当時、まだ言うならコンパネがなかったのですよ。バンセンで枠を組んでいた。ラーメンコンクリと言われるけど、壁柱もありますよ。それで、上から一輪車をどんと入れるものだから、ぶちっとコンクリがはじけて、そこら中がコンクリになった。そういう時代の建物なのです、これ。だから、機械設備の配管やら電気の配線がどこにあるかわからない。当時はそれでよかったと思いますよ。だから、そういうことだから、これは総合入札でやられた方がよろしいと、こういうことの提言があって総合入札したと。これを総合入札したから次も総合入札、こんなものではないです。私は分離発注を基本に持っていますから。

それと、もう一つ、契約審査会というのは内部にございますので、契約審査会で十分そのことは協議して、分離しようか総合入札にしようか、業者も含めてやってもらっています。だから、私が今度のこの工事は分離発注しますよと、議会の皆さんに相談はします、意見は聞きますよ。だから、議会に相談すべきことであるかないかは、ちょっと事務局、また検討して下さい。議会の権限に属する部門か、理事者の権限で決められることか、契約は議決をもらわないといけない、これはわかっていますから。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

9番（鈴木市朗君） 最後に一言だけ申し上げておきます。

それぞれの立場立場によって、考え方、また経済効果、さまざまな考え方が個人的にあるかと思われまます。だから、そういうことについては、よく私も市長の考え方も認識しておりますが、やはり市民の税金を有効に使っていくならば、何が得策かということも考えていかなければならない時代に入っています。

私は、今のこの部分からは外れますが、例えば給食センターの造成の工事、私たちネットワークやすが勉強会をしたときの報告と、この間の議運のときの報告とが全く違っていたのですよ。だから、私はあえて一体どちらが、行政の言っていることが正しいのか、本当なのか、自分自身わからなくなってきたのですよ。ですから、やはり、もっと透明性を持った、そういうような形で進んでいただくということを行政としてもしてもらわなければ、我々議員はもちませんよ。職員さんが本当のことを言っているのか、市長が本当のことを言っているのか、わからないのですね。そういうことが直近にあったわけですから、この件についても質疑をしております。決して私は反対をするものではございません。やはり一日でも早く仕上げて、子どもたちが伸び伸びと勉強できる場をつくってあげなければいけない責務があるわけなのですよ。

ですから、市長に再度お尋ねをしたいと思います。分離発注のメリットと一括入札のメリットと、どのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 単純に計算の上でいけば、総合入札が安く付くかもわかりません。ただし、それぞれの業種は、それぞれの登録をもって自立した業種を営んでおられる方がたくさんおられます。だから、そういう方たちとの協議も必要ですし、全体的なバランスを考えてやったときに、どれがいいのかということの判断をなすべきだと思います。総合入札だけをいくなら、他の業界の業種の皆さんが、やっぱりおっしゃるように税金も納めておられます。そういうことがお互いの現場でどのようにうまくいくのか。仕事をなさる人は一緒ですわね。総合請負しても、電気屋さんは電気屋さんで来る。機械屋は機械屋で来る。そうでしょう。だから、当たり前のことを言っています。

だから、そこで判断してもらって、行政としては何をなすべきかという総合判断に基づいて分離発注をしていくと、こういうことですので、ご理解いただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これより、議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ないようですので、これをもって関連質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第51号から議第57号までの各議案は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、議第51号から議第57号までの各議案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま議題となっております各議案について、順次、討論及び採決をいたします。

まず、議第51号について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第51号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)は原案のとおり可決されました。

次に、議第52号について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第52号専決処分につき承認を求めることについて(野

洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は原案のとおり可決されました。

次に、議第53号について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第53号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)は原案のとおり可決されました。

次に、議第54号について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第54号専決処分につき承認を求めることについて(平成17年度野洲市一般会計補正予算(第9号))は原案のとおり可決されました。

次に、議第55号について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第55号専決処分につき承認を求めることについて(平

成 17 年度野洲市老人保険事業特別会計補正予算(第 3 号))は原案のとおり可決されました。

次に、議第 56 号について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 56 号専決処分につき承認を求めることについて(平成 17 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第 5 号))は原案のとおり可決されました。

次に、議第 57 号について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 57 号工事請負契約について(祇王小学校大規模改造工事(建築主体工事))は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、平成 18 年第 3 回野洲市議会臨時会を閉会いたします。(午後 4 時 11 分閉会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年5月10日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 三和郁子

署名議員 鈴木市朗